

大垣警察市民監視違憲訴訟

基本資料集（改訂版）

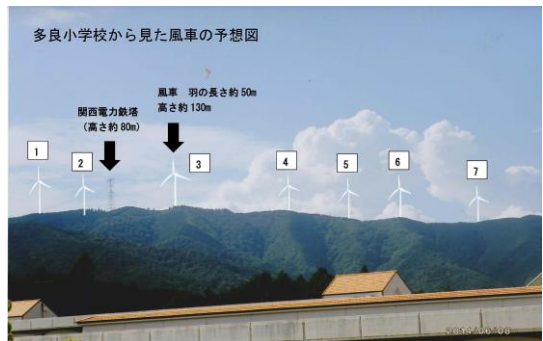


- ・ 大垣警察市民監視違憲訴訟とは
- ・ シーテック社作成 大垣警察署との意見交換「議事録」
- ・ 請求の趣旨（何を求めているのか）、被告答弁書（抜粋）
- ・ 大垣警察市民監視違憲訴訟が提起するもの

大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす「もの言う」自由を守る会

大垣警察市民監視違憲訴訟とは

2005年頃から、岐阜県大垣市上石津町と不破郡関ヶ原町に連なる山の尾根に、シーテック社（中部電力子会社）によって巨大な風力発電施設計画が進められていました。当初計画では、高さ130m、羽根の長さ50m（直径100m）の風車を16基つくる予定でした。地元住民はこの計画に基づく立入調査の打診があった時、自然豊かな故郷の環境は？道路拡張による土砂崩れの危険は？全国で問題になっている低周波による健康被害は？などの不安を感じ、地元で勉強会を行いました。※



※シーテック社は、現在、この風力発電事業の拠点である大垣駐在所を引き払い、事業は中断しています。

発覚！

2014年7月24日朝日新聞スクープ



大垣警察署が、勉強会を開いた地元住民2名と脱原発活動や平和運動をしていた大垣市民2人の「氏名」「学歴」「職歴」「病歴」などの個人情報、地域の様々な運動の中心的役割を担っている法律事務所に関する情報を事業者に提供していたことが発覚しました。

2015年、証拠保全手続により、シーテック社が作成していた意見交換記録「議事録」を入手し、大垣警察署が住民運動・市民運動を敵視し、事業者に「運動つぶし指南」を行っている様が赤裸々に記載されています。（「議事録」参照）

警察の姿勢は . . .

事件発覚後当事者たちは、国家賠償請求訴訟を視野に入れつつ、岐阜県個人情報保護条例に基づく本人開示請求、岐阜県警や岐阜県公安委員会への抗議・要求書の提出、警察法79条に基づく苦情申出、地方公務員法違反の刑事告発を行いました。当初何も回答してこなかった岐阜県警・県公安委員会は、2014年11月になって突然「通常の警察業務の一環だ」と回答してきました。

翌2015年の国会参議院内閣委員会でこの事件が取り上げられた際、警察庁警備局長は、一般論としながらも「管内における…各種事業…風力発電事業…とか道路工事業業とか様々な事業…等に伴い生じ得るトラブルの可能性について、公共の安全と秩序の維持の観点から関心を有し…必要に応じて関係事業者と意見交換を行っております。そういうことが通常行っている警察の業務の一環だということでございます。」と答弁しました。

住民・市民の情報を収集し、事業者にその個人情報を提供することが、治安維持の観点から必要なのだ、通常の警察業務なのだと言ったのです。

2016年秋、名古屋市白龍町で高層マンション建設反対運動を巡り、建設業者と結託して、住民側のリーダーを、ありもしない「暴行・傷害」容疑で逮捕・勾留し、起訴するという事件が起きました（2018年2月27日に無罪確定）。「もの言う」市民・住民への警察による干渉・介入（さらに弾圧）が現実化しているのです。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 国家賠償請求「違憲訴訟」へ

この問題は「大垣警察署員がたまたまやりすぎた」ということではありません。警察法2条2項には「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであって、その責務の遂行に当たっては不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等、その権利を濫用することがあってはならない」とあります。しかし今、警察庁を頂点とする警察全体が、これを無視し、暴走しています（例えば、沖縄の基地問題での警察の対応）。このような暴走を止めるべく、私たちは、2016年12月、岐阜県を相手取って訴訟を提起しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 追加提訴、個人情報抹消請求

2018年1月29日、原告4名は、「岐阜県警と警察庁が保有する個人情報を抹消せよ」と新たに請求を追加し、被告に「国」を加えました。この事件は「自治体警察（いわゆる刑事警察）」が犯罪捜査で行ったものではなく、国家警察（公安警察）が法的根拠もなく、目をつけた特定の人たちを監視し、情報を収集、集積したうえ、警察の人物評価を加えて、ゆがめて企業に提供したものです。証拠保全で出てきた情報（「議事録」）は原告4名に関わる個人情報、という面からだけみても、氷山の一角にすぎません。「目をつけられた」多くの市民の個人情報が大量に収集され、公安警察の組織上、その情報は警察庁に集積しているはずで

す。現在は、公安警察は、法的根拠も不明なまま市民の情報を収集・集積しており、その保有・管理・利用には何の統制もかけられていません。この状態を放置して良いはずがありません。

「もの言う」自由を手放さない・・・・・・・・・・・・・・・・

知らないうちに、どこで、どんな情報が、どんな方法で、どう利用されているかわからない、それが何の法的な根拠もなく、警察の恣意的判断で行われているようでは、私たち市民は安心して「ものを言う」ことはできません。共謀罪が成立した今だからこそ、「『もの言う』自由を守る」ことが、戦争する国づくりや個人の基本的人権を制限するような社会への傾斜を食い止めることにつながります。

大垣警察市民監視事件は、全国の皆さんにとってもけっして他人事ではありません。そして、警察という巨大な権力に立ち向かうこの裁判には、全国の皆さんのご支援を頂き、皆さんとともに全力で取り組まなければ勝利はありません。この裁判を闘うことが憲法を生かし、守るための運動となると確信しています。どうぞ注目して下さい、広げて下さい、お力をお寄せ下さい。



共謀罪反対の闘いととともに・・・

国賠訴訟提訴から間もない2017年初め、政府は国会に「共謀罪」法案を出しました。大垣警察市民監視事件は、まさに「共謀罪」の先取りとして、全国に知られるようになり、私たちも共謀罪反対の運動に積極的に関わりました。

今後も共謀罪の廃止を求める多くの人々とともに運動を進めていきます。



第 1 回議事録 2013 年 8 月 7 日	・・・	・・・	・・・	・・・	□ () □ ()
	(印)	(印)	(印)	(印)	□ () □ ()
実施年月日・時	H25. 8. 7 13 : 30 ~ 14 : 30			実施場所 ; 大垣警察署別館 3 階	
会議名	大垣市上石津町風力発電反対派による勉強会の実施について				
出席者	【相手先】大垣警察署 S 警部 M 巡查長 2 名 【当 社】K・G 長 T (記)				

1. 概要(主旨)

中電大垣営業所経由で中電岐阜支店広報 I 課長より、大垣警察署警備課が「南伊吹風力の事業概要情報を必要としている」旨の連絡が当 G に入ったので訪問した。

2. 打合せ内容 (○ : 当社 ▲ : 大垣警察)

- ①▲ : 岐阜新聞 7 月 31 日 (水) 版に「大垣市上石津町で風力発電について学ぶ勉強会が行われた」ことが掲載されたことを知っているか。
- : 7 月 28 日に勉強会が行われるという情報は事前に入手していたが、新聞に掲載されたことは承知していなかった。なお、新聞によると 11 名が参加と書いているが、実際は 9 人だったことは参加者から情報を頂いて把握している。
- ②▲ : 同勉強会の主催者である A 氏や B 氏が風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であることを御存じか。
- : 今回風力発電を計画している関ヶ原町及び上石津町両地域内のうち、上石津地区の上鍛冶屋自治会関係者で有ることも把握しており、以前メナードゴルフ場建設時にも反対派として活動されたことも承知している。地元の有力者から、あいつらは何でも反対する共産党と呼ばれていると聞いている。
- ③○ : 当社が計画している「南伊吹ウインドパーク南伊吹風力発電事業(仮称)【概要版】にて工事概要・工期等を説明
- ▲ : 環境アセスは、どこまで進んだのか
- : 平成 23 年 5 月から調査を実施してきており、今年度準備書を提出したいと考えているが、地権者との交渉をこれから開始する段階であり、具体的には準備書の提出はいつになるのか何とも言えない。
- ④▲ : 上記、B・A 氏は②で述べたとおりであるが、同じ岐阜県内で活発に自然破壊反対や希少動物保護運動にも参画しており、岐阜コラボ法律事務所とも繋がりを持っている。
- また、大垣市内に自然破壊につながることは敏感に反対する『C 氏』という人物がいるが、御存じか。本人は 60 歳を過ぎているが東京大学を中退しており、頭もいいし、喋りも手であるから、このような人物と繋がると、やっかいになると思われる。このような人物と岐阜コラボ法律事務所との連携により、大々的な市民運動へと展開すると御社の事業も進まないことになりかねない。
- 大垣警察署としても回避したい行為であり、今後情報をやり取りすることにより、平穏な大垣市を維持したいので協力をお願いする。
- : 当社としても、今後、地元交渉を精力的に開始する予定であることから、色々な情報交換をお願いしたい。
- ▲ : 了解した。

3. その他

大垣警察署への対応終了後、中電大垣営業所 K 所長及び M 総務課長を訪問し、警察への対応を完了したことを報告した。 以上

第2回議事録	・・・	・・・	・・・	・・・	□ () □ ()
	2014年3月4日	(印)	(印)	(印)	(印) □ () □ ()
実施年月日・時	H26.3.4 15:00~15:45			実施場所；大垣警察署別館3階	
会議名	南伊吹風力発電事業の用地交渉進捗について				
出席者	【相手先】大垣警察署 S警部 M巡查長 2名 【当社】K・G長 T(記)				

1. 概要(主旨)

関ヶ原町、上石津町の各地区で説明会を行い、友好的な関係を地区の方々と築いてきた。関ヶ原町では、測量に伴う土地立入交渉がすべて終わり、順次測量を進めている。

そうした中、大垣市上石津町上鍛冶屋地区の年度末総会において、測量に伴う土地立入禁止の決議がされた。南伊吹風力発電事業用地交渉の進み具合報告と、地区からの反対運動を発生させないための相談方々、大垣警察署警備課を訪問した。

2. 打合せ内容 (○：当社 ▲：大垣警察)

① 近況報告

○：住民説明会等も順調に進み、関ヶ原町10地区すべて、上石津町9地区のうち8地区まで測量に伴う土地立入の了解が取れた。しかし、2月2日(日)大垣市上石津町上鍛冶屋地区の年度末総会において、測量に伴う土地立入の可否について検討議題に挙げられ、立入禁止が決議された。

同総会において、反対運動者のA氏が平成26年度の上鍛冶屋自治会長に選出されたこともショッキングであり、今後同地区への対話入口が閉ざされた感がある。

上鍛冶屋地区年度末総会を踏まえ、ちょうど1週間前の1月26日(日)に上石津町上鍛冶屋公民館と農村開発センターの2か所で、午後2時と午後6時30分の2回に分け「風力発電勉強会」という名の反対集会被催された。今回は、山口県と和歌山県から2名の風力反対者を招き、体験話がされている。 ——— 資料-1 参照

② 警察からの情報

▲：B住職が、平成26年度「岐阜コラボ法律事務所友の会」の役員になった。また、Aと交代で友の会役員を行っているようである。

風車事業に関して一部法律事務所に相談を行った気配がある。

○：情報有難うございます。B住職の奥さんは、上石津町の広報的な役目を担っており厄介だと感じている。

③ 今後の進め方について

▲：上石津町役場と相談しながら、具体的な進め方を相談されたいかがでしょうか。

○：法アセスの準備書は上鍛冶屋地区を除き順次進める。交渉可能地区や役場等から話を進め、周囲を固めることにより上鍛冶屋地区を孤立化させる。周りの地区から、「なぜ賛成できないか」の声が上がるよう仕向けたい。

今後も地元交渉を精力的に継続する予定である。大垣警察署から頂ける情報があれば連絡をお願いしたい。

▲：了解した。

以上

第3回議事録 2014年5月26日	・・・	・・・	・・・	・・・	□ () □ ()
	(印)	(印)	(印)	(印)	□ () □ ()
実施年月日・時	H26.5.26 16:00~17:00			実施場所；大垣警察署別館3階	
会議名	南伊吹風力発電事業の用地交渉進捗について				
出席者	【相手先】大垣警察署 Y警部（警備課長）、M巡査長 2名 【当社】 T（記）				

1. 概要(主旨)

5月20日上石津上鍛冶屋地区から風力発電中止の嘆願書が大垣市長あてに出された旨の新聞報道がなされた。元来、過激な運動を起こす可能性のある上鍛冶屋地区であり、今回のような行動を危惧し大垣警察署警備課との話し合いの場を設けている。また、前警備課長の退職に伴い新警備課長が着任しているので挨拶も兼ね訪問した。

2. 打合せ内容 (○：当社 ▲：大垣警察)

① 近況報告

- ：5月11日付けで、(株)シーテック本店および中部電力(株)本店に「南伊吹風力発電事業中止」を求める「要望書」が5月15日に届きました。その中身は、
 - ① 地区の同意も得ぬうちに測量杭を打ち、調査を行った。そんな会社は社会的責任のある会社とは認められない。
 - ② 2月の総会で測量立入に対する「賛否」をとり、11:27で否決された。その内賛成11は測量にとまなう立入に賛成するものであり、風力発電事業に賛成するものではない
 - ③ 上鍛冶屋の所有(一村総持)する林道は、財産区の山を管理・保全するものであり、風力発電事業のものではない。
 - ④ 当事業を行うことにより、上鍛冶屋地区の住民がいがみあうことになり地域が崩壊するとなっていた。(口頭報告) -----資料-1 参照
- ：5月21日と5月22日に「大垣市長あてに嘆願書が出された旨」の新聞報道がなされた。(5/21朝日・毎日・岐阜新聞3紙。5/22中日新聞1紙) またその新聞記事の中に、5月21日岐阜県知事あてに「嘆願書」を郵送するとも書かれていた。(新聞記事のコピーを渡す) -----資料-2 参照
- ▲：新聞記事は読んでおり、承知していた。

② 警察からの情報

- ▲：今回の行動は、来年の統一地方選挙に向けて動き出した気配がある。共産党の株を少しでも上げることに利用したいのではと思う。
- ▲：Aは、岐阜コラボ法律事務所の事務局長であるDと強くつながっており、そこから全国に広がってゆくことを懸念している。現在Dは気を病んでおり入院中であるので、速、次の行動に移りにくいと考えられる。
- ▲：今後、過激なメンバーが岐阜に応援に入ることが考えられる。身に危険を感じた場合は、すぐに110番して下さい。

③ 今後の進め方について

- ：上鍛冶屋一村総持の土地を通過して、道路を造ることはかなり困難となった。しかし、当社は風力発電事業を断念するつもりはない。現行の計画で理解いただけるよう今後も押し進めてゆくつもりである。大垣警察署から頂ける情報があれば連絡をお願いしたい。
- ▲：了解した。

以上

第4回議事録 2014年6月30日	・・・	・・・	・・・	・・・	□ () □ ()
	(印)	(印)	(印)	(印)	□ () □ ()
実施年月日・時	H26.6.30 13:30~14:30			実施場所；大垣警察署別館3階	
会議名	上鍛冶屋とCの新たな動きについて				
出席者	【相手先】大垣警察署 M巡查長 【当社】T(記)				

1. 概要(主旨)

6月24日、大垣警察署警備課M巡查長から昨年(H25)8月に情報を頂いた「C」が風車事業に対して動き出す気配がある旨の電話を頂いた。また、上鍛冶屋のAが自地区でない一之瀬で、「風力発電の勉強会」を開催したので報告すると共に、Cの動向を聞くため訪問した。

2. 打合せ内容 (○:当社 ▲:大垣警察)

① 近況報告

- ：6月20日(金)大垣市役所上石津地域事務所一之瀬支所2階(いちのせグリーンプラザ)において、Aが主宰する「風力発電勉強会」が伊賀市の武田恵世を迎えて行われた。
 - ・勉強会のチラシは、一之瀬および多良地区へ6月16日の新聞に挟まれて配られた。(どこの新聞に挟まれたかは不明である) ——— 資料-1 参照
 - ・6月30日(月)現在、勉強会出席者人数など調査中である。地元有力者からの情報は入手出来ていない。
 - ・一之瀬支所の支所長(FN氏)は風車事業に対し、協力的な立場をとって頂いている。いちのせグリーンプラザ使用申込がAであったが「勉強会」の名目の為、使用を承諾されたとのことであった。
- ：6月26日(木)中部電力株主総会に「大垣市のC」が出席し、質問をしている。
 - ・中部電力の取締役は、原子力稼働を前提として発言をしており、不安に感じる。地域との共生と言いつつ、地元の声を聞いているか、CSRの観点から取締役の意見を明確にしてもらいたい。大垣市において、シーテックが進めている風力発電事業は地元を無視しているとの意見も述べた。
 - ・①に対して副社長から「中部電力としてCSRについてどう考えているか」という趣旨で一般的な回答が行われた。事業に対し中部電力グループの親会社としてしっかり指導してゆきたいとの回答がなされた。

② 警察からの情報

▲：Cの動きについて

- ・弁護士法人「岐阜コラボ」が毎年5月3日(憲法の日)に主宰する「西濃憲法集会」が一息ついたので、風車事業反対活動に本腰を入れそうである。西濃憲法集会では、原子力反対と戦争反対を唱えている。——— 資料-2 参照
- ・Cは、徳山ダム建設中止訴訟を起こした張本人である。また、その時に伊賀の歯医者「武田恵世」と知り合い、原子力発電反対でも武田と繋がっている。そういう意味でも、風車事業反対に乗り出してきているのではないか。——— 資料-3 参照
- ・反原発・自然破壊禁止のメンバーを全国から呼び寄せることを懸念している。

③ 今後の進め方について

- ：新しい情報が入り次第大垣警察署警備課へ連絡をする。また、大垣警察署から頂ける情報があれば連絡をお願いしたい。
- ▲：了解した。 以上

[注:文中氏名の Aは三輪唯夫、Bは松島勢至、Cは近藤ゆり子、Dは船田伸子 である。]

2つの提訴の「請求の趣旨」 (何を求めているのか)

◆ 2016. 12. 21 提訴

被告は原告らに対し、それぞれ金110万円及び遅延損害金を支払え。

◆ 2018. 1. 29 提訴

- 1 被告岐阜県は、別紙物件目録1記載の情報を抹消せよ
- 2 被告国は、別紙物件目録2記載の情報を抹消せよ
- 3 訴訟費用は被告らの負担とする
との判決を求める。

・物件目録1

岐阜県警察本部及び岐阜県警各警察署において保管している下記物件
原告〇〇に関する個人情報、行動記録などを記載した文書（図面、写真、録音テープ、ビデオテープその他情報を表すために作成された物件を含む、以下同じ。）及び磁気データ並びに収集した文書及び磁気データ

・物件目録2

警察庁が保管している下記物件
原告〇〇に関する個人情報、行動記録などを記載した文書（図面、写真、録音テープ、ビデオテープその他情報を表すために作成された物件を含む、以下同じ）及び磁気データ並びに収集した文書、写真及び磁気データ

(実際の訴状では、「〇〇」の部分に4名の原告の氏名が記載されている。)

2016. 12 提訴に対する被告答弁書の抜粋

第2 請求の原因に対する認否

1 はじめに

後記以下で記載する請求の原因に対する認否の中で、認否を留保する部分があるが、その理由は以下のとおりである。

(1) 警察による情報収集活動の具体的な内容を個別に明らかにすることは相当でないこと

警察法2条1項は「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たることをもってその責務とする。」と規定し、犯罪の予防をはじめ公共の安全と秩序の維持を警察の責務としている。

このような同条の趣旨に鑑みれば、岐阜県警察大垣警察署(以下「大垣署」という。)

が、管内の公共の安全と秩序の維持、犯罪の予防鎮圧を目的として情報収集活動を行うこともその責務である。

ところが、警察がどのような情報を、いつ、どのように収集し、保管しているか、といったことが外部に明らかになれば、今後の情報収集活動自体の遂行が困難になるばかりか、公共の安全と秩序の維持に重大な影響を及ぼすおそれが生じることになる。

例えば、特定の個人が警察の情報収集の対象となっていることが明らかとなれば、当該情報収集対象者は、情報収集の対象となっていることを前提として活動し、情報収集に対する対抗措置を執られることとなり、以降の情報収集活動に支障が出ることは明らかであるし、他方で、特定の個人が情報収集の対象となっていないことが明らかになった場合、そのことを契機として、犯罪や公共の安全と秩序の維持を害する行為が企図されたり、犯罪や公共の安全と秩序を害する行為を企図していた者が、その行為に実際に及ぶ可能性が高まることとなる。

このように、警察が誰の情報を収集しているか否かが明らかになるだけでも、今後の情報収集活動に支障が生じるだけでなく、公共の安全と秩序の維持に影響を及ぼすおそれが生じるどころ、どのような情報をどのような方法で収集しているかなど、個別具体的な情報収集活動の内容が明らかとなれば、情報収集の着眼点やその方法・手段が明らかとなってしまう、情報収集対象者に対抗措置を執られるだけでなく、それを逆手に取って不法行為が行われることも十分に考えられ、公共の安全と秩序の維持に重大な影響を及ぼすおそれが生じることとなる。

よって、被告は、警察による情報収集活動の具体的な内容について個別に認否を明らかにすることをしない。

(2) 株式会社シーテック作成に係る議事録の存在自体について

原告らが主張の前提としている株式会社シーテック作成に係る議事録については、岐阜県警察が作成した文書ではないため、その存在自体は不知とする。

(3) 本件議事録の内容について

本件議事録の内容は、大垣署の警察官とシーテック社の社員が意見交換をした際の議事録であり、文面上、警察による情報収集活動に触れると史料される部分もある。

岐阜県警察としては、大垣署員とシーテック社員が意見交換を行っていたこと自体は認めているので、その内容については認否を明らかにする立場にあるが、本件議事録の内容を個別具体的に認否することは、まさに警察による情報収集活動の内容を明らかにすることとなるので、前記(1)で述べたとおり認否しない。

(4) 小括

したがって、被告は、請求の原因に対する認否をするに当たり、警察による情報収集活動の内容が明らかとなる部分及び本件議事録の内容については、認否をしない。

また、本件議事録の存在自体については、不知とする。

なお、原告らのいう「監視」が警察のどのような活動を指しているのか具体的に明らかではないが、以下では警察による情報収集活動のことを指しているものと解して、認否する。

訴状・答弁書・準備書面等は、「もの言う」自由を守る会のウェブサイトに掲載しています。

<https://monoiujiyu-ogaki.jimdofree.com/> >> 裁判のページ

大垣警察市民監視違憲訴訟が提起するもの

弁護士長 山田秀樹

I はじめに

2014年7月24日付け朝日新聞は、「岐阜県警が個人情報漏洩」との見出しのもと、岐阜県警大垣署（警備課）と中部電力子会社「シーテック社」（以下、シ社と省略）が、風力発電施設建設に絡んで、地元住民2人と、施設建設とは無関係な市民2人についての情報交換を行っていたことを報道した。

シ社が作成していた「議事録」には、この情報交換は大垣署から持ち掛けられたものであること、大垣署が積極的に、上記4人（以下、当事者という）についての個人情報を提供していること、そして、情報交換の目的は風力発電施設建設の反対運動が起らないようにするためであることなどが明記されている。警察の提供した情報から、警察が相当長期間にわたって、組織的かつ日常的に、当事者について情報収集を行っていたことが分かる。なお、事案の詳細については、3頁以下の「議事録」をご覧ください。

当事者は、このような警察による情報収集・情報提供は人権侵害であり、違法な公権力の行使に当たるとして、2016年12月21日に岐阜県警の責任主体である岐阜県を被告として国家賠償請求訴訟を提起した。さらに、2018年1月29日には、警察が個人情報を収集し、保管し続けている限り、人権侵害が継続しているとして、岐阜県と国（警察庁）に対して、個人情報の抹消請求の訴訟を新しく提起したところである（7頁の「請求の趣旨」を参照）。この2つの訴訟を併せて、大垣警察市民監視違憲訴訟と呼んでいる。

II 本件の特徴

1 警察をはじめとする公権力による個人情報の収集等を巡っては、これまでに多数の裁判事例があるが、本件は以下のような特徴を指摘することができる。

まず、新聞報道では「個人情報漏洩」との見出しがあるが、警察の誰かがミスをした漏えい事件ではない。警察が、反対運動・市民運動が起らないようにすることを目的として、情報収集をし、積極的に情報提供をした事件である。警察が意図的に引き起こした事件である。

2 また、警察は、風力発電施設建設計画が持ち上がってから情報収集を開始したのではない。国策や大企業の行う事業に対して「もの言う」市民を対象に、長期間にわたって情報収集を行い、これを分析し、保存し、それを好き勝手に利用したのである。これは、警察により、地元住民2人についての「風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であることを御存知か。」という評価や、そもそも風力発電施設建設とは無関係であった市民2人の情報が提供されていることから明らかである。警察は、権力に対して「もの言う」市民の情報を長期的、継続的、日常的に収集等しているのであり、まさに国民監視という他ない。

本件の第一印象として、個人情報の「漏えい」や私企業への「提供」に目が行きがちであるが、警察が情報収集していることが問題なのであり、そもそも警察にそのような権限があるのかを問うことがこの事件の本質であることを示している。

3 さらに、本件は犯罪捜査とは無関係である。犯罪が起こっていないのはもちろん、その恐れも全く存在しないにもかかわらずである。このことは、シ社に情報提供を行っているのは大垣署の警備課であり、「公安警察」と称される部署であることをみれば、一目瞭然である。警察と言え、犯罪の捜査を行う「刑事警察」を思い浮かべるが、公安警察は全く別の存在であり、犯罪とは直接関わりのない情報収集活動を日常的に行っている。

では、そもそもなぜ、公安警察はこのような情報収集ができるのか。警察からの回答は、「公共の安全と秩序の維持」のために「通常行っている警察業務の一環」であるというものである（警察庁警備局長の国会での答弁も同様）。この「警察業務」の中には、情報収集と情報提供の両方が含まれている。

警察が「通常行っている警察業務の一環」と主張している活動を裁判所が違法と評価するのかが問われている。以下で、この点について検討する。

Ⅲ 情報収集等の違法性

1 情報収集等の法的根拠

(1) 公安警察も行政組織なので、その活動には法的な根拠が必要である（法律にもとづく行政の原理）。例えば、警察官職務執行法などがこれに当たる。それでは、公安警察の情報収集や情報提供には明確な法的な根拠があるのだろうか。

この点、判例は、警察法2条1項を根拠に、警察による情報収集は「任意捜査の手法による限り適法」と判断することが多いように見受けられる。しかしながら、同条は警察組織について定めた規定であって、警察作用、とりわけ警察の権限を定めた規定ではないので、根拠にならないという批判が根強くある。

(2) そこで、この点を刑事警察と対比し

てみることにする。

刑事警察は、すでに発生した犯罪に関して、犯罪の痕跡である証拠を集める。その証拠の中に、被疑者という個人に関する情報の収集がある。ところで、犯罪捜査は、刑事訴訟法、刑事訴訟規則、犯罪捜査規範など様々な諸規則、通達などに基づいて行われている。これらの規定は基本的に公表されているから、逸脱があった場合（例えば、搜索差押許可状に記載されていない場所の搜索、記載されていない物の押収など）には、その違法性を指摘し、中止させることができる。個人情報も、事件に関係するものしか収集できない。他の個人情報も却って捜査の妨げになるから、収集されるべき対象にはならない。収集した個人情報は、当該犯罪の事実確認や証拠に使うだけで、他の事件捜査に利用することは、例外的に関連性及び必要性がある場合に限り、捜査関係の警察官以外の第三者への提供は想定していない。捜査が終了すると、署長の決裁を受けて、検察庁に捜査記録として事件送致がなされる。

これに対して、公安警察は、犯罪の発生を前提とせず、犯罪の発生とは関係なく、狙った人たちの個人情報を日常的に収集し、分析している。犯罪捜査のような法律や規則などはなく、様々な諸規則・通達は公にされておらず存否は不明である。従って、公安警察の具体的な活動が公安警察以外の者に知られることになったとしても、逸脱があるか否かは分からない。ましてや、公安警察以外の者が知らない状況下で行われている活動については、明らかな逸脱があっても、その違法性を指摘し、中止させることができない。刑事警察と異なり事件の発生を前提としていないので、誰のどのような個人情報を収集するか法的な歯止めがない。刑事警察では収集した個人情報の利用目的は犯罪の立証ということで明確になっているが、公安警察では犯罪の立証と

いう目的がないので、一般市民には、いつどのような目的で利用されるか全く分からない。本人は、いつからどのような個人情報が収集されているかを知らされていないので、収集を拒否できないだけでなく、第三者への提供を拒否したり、データ抹消を求めたりする機会もない。

従って、明確な法的規制のない中での公安警察による情報収集等は、警察比例の原則（警察権の発動に際し、目的達成のためにいくつか手段が考えられる場合に、目的達成の障害の程度と比例する限度においてのみ行使することが妥当であるという原則）に反していると考えられ、法的な根拠を欠き、そもそも違法なものである。

2 警察法2条1項は常に根拠になるか

(1) ところで、前述したように判例は、警察法2条1項を根拠に、警察による情報収集を容認しているが、任意手段だからといって何でも許されるとも言っていない。警察法2条には2項（「その責務の遂行に当っては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない。」）があり、少なくとも、情報収集等の目的や必要性、緊急性、手段の相当性などによってその適法性が判断されるべきである。

この点、警察庁警備局長は、「トラブルの可能性」があれば、警察は情報収集や情報提供を行うと国会答弁している。しかし、「可能性」でよければ、何が起こるかは分からないのだから、それはどこにでも常に存在している。この論法でいけば、警察は、日本国民全員について、常に情報収集や情報提供ができることになる。国民監視を正当化するものであり、到底容認することはできない。「任意手段」にも歯止めが必要である。

(2) 上記の判断要素を本件に当てはめる

と、次のようにいうことができる。

ア 目的の不当性

本件における情報収集・情報提供の目的は、「市民運動を起こさせないため」であり、市民運動つぶしである。市民運動は、表現活動の1つであり、憲法上は「表現の自由」に含まれる。従って、警察が市民運動を敵視し、それを抑圧するために情報収集・情報提供を行うことは、表現の自由の侵害である。情報収集・情報提供の目的からして許されない。

イ 必要性の欠如

本件における風力発電施設建設はまだ計画段階であり、具体化していない。シ社と地元住民との間の「トラブルの可能性」など全く存在しない。従って、そもそも「公共安全と秩序の維持」が害される段階ではない。情報収集・情報提供の必要性が全く存在しない。

ウ 恣意的な監視

本件は、風力発電施設建設という国の施策や大企業の事業に対して「もの言う」市民を狙い撃ちにした情報収集等であり、恣意的なものである。「不偏不党且つ公平中正」（警察法2条2項）に反している。

エ 不当な情報提供

警察によるシ社への原告4人の個人情報の提供は、私企業の利益を図るものであり、かつ、他への伝播という二次被害を省みないものである。

(3) 従って、判例の立場に立ったとしても、本件における情報収集・情報提供は、ともに違法と考えられる。

IV 情報収集等による権利侵害

1 警察が原告4人の個人情報を収集・管理し、これをシ社に提供した行為は、違法な「公権力の行使」に該当すると考えられるが、これによって原告の権利が侵害されたことが国家賠償請求及び抹消請求訴訟には必要になる。原告はどのような権利を

侵害されたのであろうか。

この点、原告は、①私生活秘匿権としてのプライバシー権、②政治信条に関するプライバシー権、③個人に関する情報を承諾なくみだりに収集・管理・提供されない自由、④表現行為人格権、⑤表現の自由が、それぞれ侵害されたと主張している。

2 ところで、シ社作成の議事録に出ている原告4人の情報を大別すると、各原告が、(a)自ら外部に発信した情報、(b)限られた範囲の者だけに発信した情報、(c)外部に発信していない情報、(d)警察が下した原告らの評価（例えば、「自然に手を入れる行為自体に反対する人物である」など）があることが分かる。

このうち(d)は、それ自体は情報ではないが、その評価を下す元となった情報を警察が保存・管理していることが明らかである。すなわち、シ社作成の議事録に出ているものは「氷山の一角」に過ぎず、夥しい個人情報情報を警察は収集し、保存・管理していることが前提となっているのである。監視とは、単に一瞬見られることではなく、警察が、原告らの様々な個人情報情報を日々収集し、記録化し、データベース化し、利用し続けていることであり、そのことの権利侵害性こそ、本件の核心であると言ってよい。原告が、個人情報の抹消請求訴訟を新たに提起した意味はそこにある。

3 上記(b)や(c)がプライバシー権によって保護されることは明らかであろう。伝統的なプライバシー権の理解によれば、プライバシー情報というためには、私事性、秘匿性、非公知性という要件を満たす必要があるとされているが、上記(b)や(c)はこれらの要件を満たすものと言えるであろう。

そこで、問題となるのは、上記(a)の原告が自ら外部に発信した情報である。これは、一見するとプライバシー保護の対象ではな

いように見える。しかし、判例においては、特に公権力との関係において、これもまたプライバシー保護の対象となることが示されている。

すなわち、京都府学連事件判決（最高裁大法廷 1969 年 12 月 24 日判決）は、「個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態（中略）を撮影されない自由」を認めようえ、「少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法 13 条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない。」とした。

当該事案は、京都府学連主催の大学管理制度改悪反対等を標榜するデモ行進に参加した学生が、その過程でデモの隊列が事前の道路使用許可条件に反し、道路交通法に違反したという現行犯的状况において、警察による写真撮影の適法性が争点であった。当時も、「デモ参加者にはもともと肖像権はない、すなわち、肖像権を自ら放棄しているので、写真撮影を違法とする主張の根拠はない」という考え方があった。デモ行進は自分たちが正しいと考える主張を公衆に訴えるために自分の存在を不特定多数の人々にアピールしているのであるから、肖像権を放棄しているのだというのである。

しかし、最高裁はこのような考え方を採用しなかった。「少なくとも、警察官が」「正当な理由もないのに」「個人の容ぼう等を撮影することは、憲法 13 条の趣旨に反し、許されない」としたのである。「警察官」すなわち公権力による撮影について限定が必要だという考え方に立脚していることは明らかである。

ここで、最高裁が、「撮影すること」としているのは、目視とは明らかに区別していることを示している。目視であれば、見た人の記憶になるだけであるから、正確に

再現して他者に自分が目視した肖像等を示すことはできない。これに対して、撮影によると、撮影者が記憶していなくても、画像として正確に残ることによって、無数の他者に自分がみた肖像等と同じものを見せることができ、その撮影物を長期間保存し、いつでも見、利用することができる。一瞬見られることと撮影されることは、プライバシー保護の必要性において全く異なる。最高裁は、収集（撮影）の瞬間の不法行為性だけを問題にしているのではなく、その後、被撮影者の知らないところで警察が自らの判断で利用することの問題性を意識していることは明らかである。そうであるがゆえに、最高裁は、「正当な理由」を求めたのである。

4 上記の最高裁の考え方は、公権力による情報収集等の全てに及ぼすことができる。すなわち、今日の情報化社会において、公権力によって私たちのあらゆる情報が日々収集されているが、収集されて直ちに廃棄されているのではなく、保存され、分析され、データベース化され、利用されているのである。このように、あらゆる個人情報がデータベース化されるときには、公権力によって個人のプロファイリングが可能となり、その結果、私たちは公権力の前で丸裸の状態となる。このようなとき、個人が公権力に対抗することはほぼ不可能となる。こうなれば、公権力による人権侵害に対抗する術がなくなってしまう。これは、近代立憲主義が想定するところではない。

従って、自ら外部に発信したような情報だからといって、これを公権力が収集し、保存・管理し、利用することを許すべきではなく、プライバシー侵害性が認められるべきものである。公権力による収集等が認められるのは、「正当な理由」がある場合に限られるべきものであり、そのためには法的な規制がなければならない。

V 訴訟の今後の展開

1 以上のような原告の主張に対して、被告は、シーテック社作成の議事録は警察自らが作成したものではないから「知らない」と述べ、情報収集・情報提供の事実の存否については、今後の情報収集活動等に支障を生ずる恐れがあるので「認否をしない」と答弁している（7～8頁の答弁書の抜粋を参照）。新たに提起した個人情報の抹消請求訴訟に対しても、同様の態度に出るものと予想される。いわば「逃げ得」を狙っているものと考えられる。

原告と弁護団は、このような被告に対して認否を迫るとともに、情報収集等の違法性がより鮮明となるように主張を展開していく予定である。

2 ところで、2017年6月に共謀罪が強行成立された。共謀罪は、犯罪が発生していない段階において、「共謀」そのものを処罰するものである。これは、公安警察にうってつけである。公安警察は、犯罪が発生していなくても、またその恐れがなくても、「トラブルの恐れ」があるという口実で情報収集等を行ってきた。共謀罪は、この公安警察の活動に法的根拠を与えるものと言って良い。

公安警察の活動は、これまで何の法的根拠もなく、組織外からの規制をうけることなく行われてきた。しかし、そういったことはもはや許されるべきものではない。本件は、公安警察の行っている個人情報の収集、保存、利用に歯止めを掛けることを目的とした裁判である。本件訴訟に勝利することは、公安警察の活動を制約し、共謀罪の発動を許さない大きな一歩になるものである。その意味で、歴史的な裁判であり、何としても勝利したいと決意を新たにしている。

三輪唯夫



公安警察の自治会活動への介入、根拠のない情報収集活動と企業への情報提供、その結果が個人情報の拡散になりました。公安警察が法の規制を受けずに活動した結果です。公安警察を法で規制することは、私達が公安警察を監視することになり、国民も公安警察も法の下で平等となります。戦時中の特高を作らせないためにも法の規制が必要です。

私達は、生を受けて人格が生まれ、法の下で幸せを追い求める権利があります。その権利は法を逸脱しない限り誰も侵すことはできません。今回の裁判は、幸せを追い求める私達の良識の闘いであり、良識ある社会とは何かを問う裁判です。

皆様のご支援をお願いします。

松島勢至



親鸞聖人は「念仏する人は、この世の悪しきこと、この身のあしきことをいとすてん、しるしがある」と言われます。信心とは自分の生き方を訪ねることです。どういう世界を生きようとしているのか、と社会から私が問われています。

阿弥陀仏は、無三悪趣（地獄、餓鬼、畜生の無い）世界を説いておられます。

私は、地獄（戦争）、餓鬼（飢え）、畜生（監視）の無い世界を願って、この裁判に臨みたいと思っています。共に！

原告より

近藤ゆり子



警察が、ある個人の”政治的“表現行為に目を付けて、監視し、情報を収集して蓄積する、その情報を、市民運動潰しに使う・・・どう考えても警察法2条2項が禁じている「日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉」です。

大垣署警備課が維持したいと言う「平穏な大垣市」とは、行政や企業の“おかしさ”に誰も声を上げない地域のことなのでしょう。そんな不気味な静けさが覆う社会はイヤです。とてもキナ臭い今だからこそ、いろいろな場所で声を上げねばなりません。憲法が保障する自由と権利は「不断の努力」によって闘いとるもの。この裁判をその一つとしていきたいと思っています。

船田伸子



私は、長年「ぎふコラボ」法律事務所勤務し、その事務局長として、誠実に仕事をしてきたつもりです。また憲法や平和を守る運動に参加し、特に福島原発事故後は、原発の反対運動を積極的にしてきました。それが、警察が風力発電計画に関係ない、地元住民でもない私を名指しで、危険人物であるかのように業者に情報提供する理由なのではないでしょうか？またどこでどのように情報を得たのか。私につながるすべての人たち、親しい友人や家族も監視の目にさらされているのかもしれない。得体のしれない不安が心を重苦しくさせます。そんな不自由な社会でほんとうに安心して暮らすことなどできるのでしょうか。「もの言えぬ」社会。その行き着く先は・・・みんなの力で止めなければならないと思っています。

弁護団

団長 山田 秀樹 (岐阜県弁護士会)

副団長 岡本 浩明 (岐阜県弁護士会)

事務局長 小林 明人 (岐阜県弁護士会)

安藤 博 (岐阜県弁護士会)

井上 卓也 (岐阜県弁護士会)

笹田 参三 (岐阜県弁護士会)

清水 勉 (東京弁護士会)

樽井 直樹 (愛知県弁護士会)

原 秀一 (愛知県弁護士会)

見田村 勇磨 (岐阜県弁護士会)

武藤 糾明 (福岡県弁護士会)

山本 妙 (岐阜県弁護士会)

「ガーベラプロジェクト」から

ガーベラの花言葉は「希望・常に前進」 ブローチを身につけてこの裁判を応援しよう！

私たちは安保法関連法案反対の時に「西美濃パパママ安保法がこわくてたまらない会」
をつくりました。 <http://nisiminoanpogakowai.blog.fc2.com/>

もの言えぬ社会になってしまったら・・・こわくてたまりません。

一人一人、できることから始めることが大切、とママの会の発起人
の方がおっしゃっていました。では私たちにできることは何なのか。
ガーベラの花のブローチをつくり、収益を「もの言う」自由を守る会
にカンパしよう、とプロジェクトを立ち上げました。

「希望」の意味は、憲法、平和、「もの言う」自由、など、人それぞれ

です。多様で深い意味の花言葉をもつ「ガーベラ」を身につけて、この裁判を
応援しましょう。



大垣警察市民監視違憲訴訟 基本資料集 (改訂版 2020.1)

頒価 100円

大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす「もの言う」自由を守る会

<http://monoiujiyu-ogaki.jimdofree.com/>

連絡先： 弁護士法人ぎふコラボ 西濃法律事務所
〒503-0906 岐阜県大垣市室町2-25
Tel:0584-81-5105 Fax:0584-74-8613

年会費： 個人=1000円 団体=3000円

会費・カンパ振込先： <<ゆうちょ銀行振替口座>>
記号番号 = 00800-0-216504
加入者名 = 「もの言う」自由を守る会

